協　定　項　目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関　係　項　目	
調　整　の　方　法	議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。		

修　善　寺　町　外　3　町　の　現　況　　（）は現在人数			
修　善　寺　町	土　肥　町	天城湯ケ島町	中　伊　豆　町
(1) 議員の定数　18名(17) (2) 任　期 平成13年　8月10日から 平成17年　8月　9日まで	(1) 議員の定数　12名(12) (2) 任　期 平成15年　4月30日から 平成19年　4月29日まで	(1) 議員の定数　14名(14) (2) 任　期 平成12年11月29日から 平成16年11月28日まで	(1) 議員の定数　14名(14) (2) 任　期 平成14年　1月29日から 平成18年　1月28日まで

区　　分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条による方法 (定数に関する特例)	合併特例法第7条による方法 (在任に関する特例)
1　合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議員として在任することができる。
2　任　　期	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議で決める期間
3　定　　数	市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。(地方自治法第91条第1項) 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲で定めなければならない。 人口　5万未満の市及び2万以上の町村 26人　(地方自治法第91条第2項) *人口は、官報で公示された最近の国勢調査人口または、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。 (地方自治法第254条)	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定めることができる。 合併後の人口が2万以上5万未満の場合 ＝26人 2倍を超えない範囲　26人×2＝52人以内 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべていなくなったときは、地方自治法第91条第2項の定数に復帰する。 (合併特例法第6条第1項)	地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべていなくなったときは、これに応じてその定数は91条の規定にいたるまで減少する。 修善寺町外3町議員数　(現況)　57名
4　選　挙　期　日	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない
5　選挙すべき議員の数	定数に同じ	定数に同じ	
6　補欠選挙の適用	有	有	無

協　定　項　目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	

参考　議会の議員の定数及び任期に関係する法令

地方自治法
第91条(市町村議会の議員の定数)
市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。
2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。
一　人口2千未満の町村 12人
ニ　人口2千以上5千未満の町対 14人
三　人口5千以上1万未満の町村 18人
四　人口1万以上2万未満の町村 22人
五　人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人
六　人口5万以上10万未満の市 30人
七　人口10万以上2 0万未満の市 34人
八　人口20万以上30万未満の市 38人
九　人口3 0万以上5 0万未満の市 46人
十　人口50万以上90万未満の市 56人
十一 人口90万以上の市 人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数 (その数が9 6人を超える場合にあっては、9 6人)

第93条(任期)
普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

第2 5 4条(人口の定義)
この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

公職選挙法
第33条(一般の選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)
3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項≪市町村の設置の告示≫ の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

市町村の合併の特例に関する法律
第6条 (議会の議員の定数に関する特例)
　新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する定数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。

第7条 (議会の議員の在任に関する特例)
　市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、合併の際に当該市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数にいたるまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。
⑴ 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間
⑵ 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に該当する期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。